

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

| 改正後 | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|-----|--------|---|--------------|---|---------|---|---|---------|-----|--------|---|--------------|---|---------|---|
| <p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1～4 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点 ① (略)</p> <p>② 対象感染症のうち、第2の(90)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）及び(96)新型コロナウイルス感染症については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点、COVID-19定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</p> | <p>感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 定点把握対象の五類感染症</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 定点の選定</p> <p>ア 患者定点 ① (略)</p> <p>② 対象感染症のうち、第2の(90)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）及び(96)新型コロナウイルス感染症については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点、COVID-19定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">保健所管内人口</th> <th style="width:80%;">定点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～7.5万人</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.5万人～12.5万人</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12.5万人～</td> <td style="text-align: center;">$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及びCOVID-19定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。</p> | 保健所管内人口 | 定点数 | ～7.5万人 | 1 | 7.5万人～12.5万人 | 2 | 12.5万人～ | $3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$ | <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">保健所管内人口</th> <th style="width:80%;">定点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～7.5万人</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7.5万人～12.5万人</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12.5万人～</td> <td style="text-align: center;">$3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点及びCOVID-19定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。<u>また、第2の(90)のみを対象感染症としていることに留意</u></p> | 保健所管内人口 | 定点数 | ～7.5万人 | 1 | 7.5万人～12.5万人 | 2 | 12.5万人～ | $3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$ |
| 保健所管内人口 | 定点数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ～7.5万人 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.5万人～12.5万人 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12.5万人～ | $3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 保健所管内人口 | 定点数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ～7.5万人 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7.5万人～12.5万人 | 2 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12.5万人～ | $3 + (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$ | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>③～⑤ (略) イ (略) (3)～(4) (略) 4 (略) 5 その他 (1)～(3) (略) (4) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて<u>健康・生活衛生局感染症対策部長</u>が定めることとする。</p> <p>第6 費用 国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条、第16条の3、第26条の3及び第26条の4（第50条において準用する場合を含む。）、<u>第44条の3の2、第44条の11並びに第50条の3</u>の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。</p> <p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、令和5年9月25日から施行する。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>すること。</u></p> <p>③～⑤ (略) イ (略) (3)～(4) (略) 4 (略) 5 その他 (1)～(3) (略) (4) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて<u>健康局長</u>が定めることとする。</p> <p>第6 費用 国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条、第16条の3、第26条の3及び第26条の4（第50条において準用する場合を含む。）<u>並びに第44条の7</u>の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。</p> <p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 (中略) この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和3年2月13日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和4年10月31日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和5年5月8日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、令和5年5月26日から施行する。</p> |